

中間検査実施による運用について

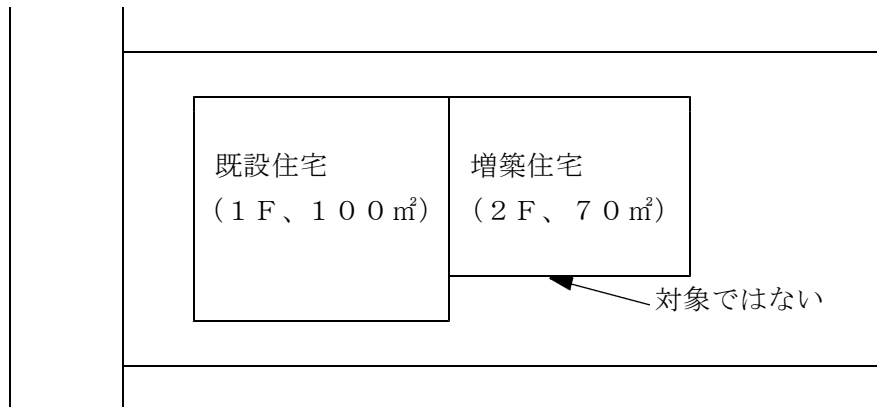
和歌山県の中間検査対象とは

次に掲げる建築物で新築するもの

- (1) 一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）、長屋又は共同住宅で、階数が2以上かつ延べ面積が50㎡を超えるもの。
- (2) 法別表第一（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途に供する建築物で延べ面積が1000㎡を超えるもの又は階数が3以上のもの

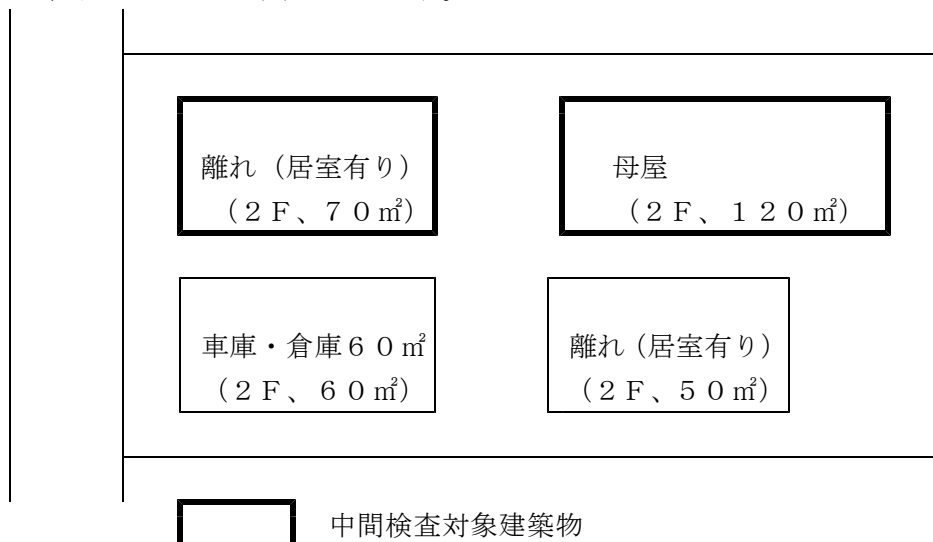
I 中間検査の対象について

- 1、新築かどうかは、棟単位で判断します。
- 2、規模が対象かどうかも棟単位で判断します。



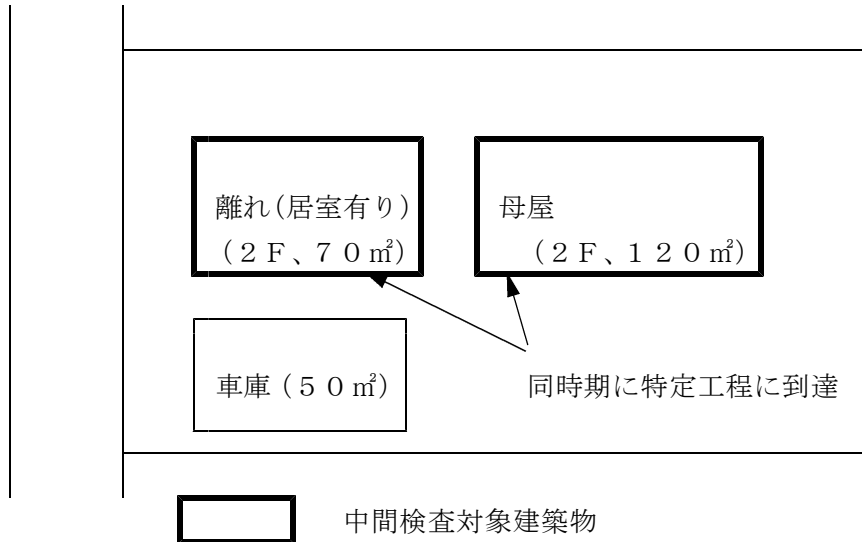
- 3、「一戸建て住宅（兼用住宅含む。）、長屋又は共同住宅で、階数が2以上かつ延べ面積が50㎡を超えるもの」の対象について

①離れは、居室があれば対象となります。



②同一敷地内に2以上の対象建築物があり、同時期に特定工程に到達する場合はそれぞれについて、中間検査が実施されます。

(到達する時期が異なる場合は、4の②に準じます。)



4、「建基法別表第1(1)～(4)項に掲げる用途で延べ面積が1000 m²を超えるもの又は階数が3以上のもの」の対象について

①延べ面積が1000 m²を超える建築物又は階数が3以上の建築物で、法別表第1(1)～(4)項に掲げる用途に供する部分があれば、その面積及び階数に関わらず対象となります。

4 F	事務所：200 m ²
3 F	事務所：200 m ²
2 F	事務所：200 m ²
1 F	<u>物販店：50 m²</u> 、事務所：150 m ²
B F 1	駐車場：200 m ²

中間検査対象建築物

- ② 1棟を2以上の工区に分けて施工し、特定工程に到達する時期が異なる場合は、最も早く特定工程に到達する工区の時期に合わせて中間検査が実施されます。
(到達する時期が同時期の場合は、3の②に準じます。)



————— 中間検査が実施される建築物の部分

注：「階数が3以上である共同住宅で、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事」を含む建築物（法第7条の3第1項第1号に規定されるもの）はすべての工区に中間検査を実施します。

(平成19年6月20日付国住指第1332号の技術的助言より)

Ⅱ 中間検査の手数料対象面積について

1、中間検査の申請手数料は下記表となっています。

中間検査を行う部分の床面積の合計	金額 (円)
30 m ² 以内のもの	11,000
30 m ² を超え 100 m ² 以内	13,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内	18,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内	28,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	46,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	63,000
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	110,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	140,000
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内	190,000
50,000 m ² を超えるもの	390,000

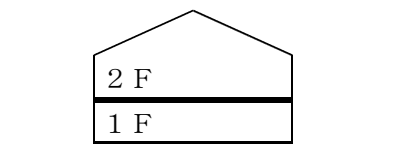
なお、中間検査を受けた建築物の完了検査手数料は、変わりますので注意願います。

中間検査を受けた建築物の完了検査手数料

床面積の合計	金額 (円)
30 m ² 以内のもの	11,000
30 m ² を超え 100 m ² 以内	13,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内	18,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内	29,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	49,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	66,000
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	120,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	150,000
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内	220,000
50,000 m ² を超えるもの	440,000

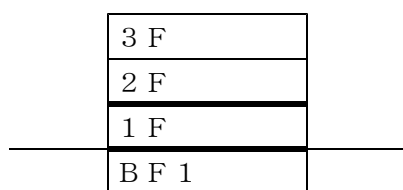
2、「中間検査を行う部分の床面積の合計」は特定工程としている階までの床面積の合計となり、その床面積により手数料が算定されます。

①木造の場合



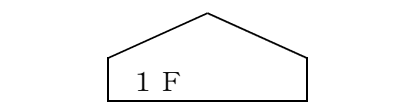
——— 対象となる床面積 (1 F + 2 F)

②鉄骨造、RC造、SRC造の場合



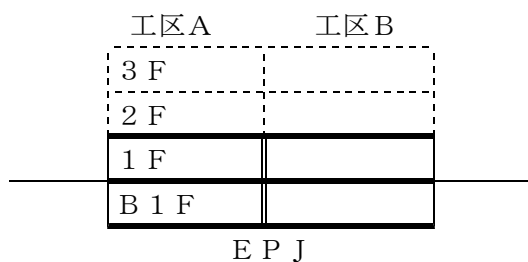
——— 対象となる床面積 (B F 1 + 1 F + 2 F)

③ 鉄骨造、RC造、SRC造の場合 (平屋建ての場合)

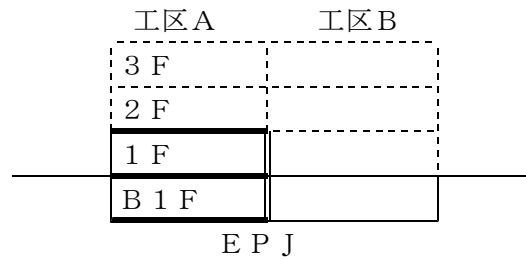


——— 対象となる床面積 (1 F)

④ 2以上の工区に分けて施工する場合で同時期に特定工程に到達する場合 (2棟の場合も準じます。)



- ⑤ 2以上の工区に分けて施工する場合で特定工程に到達する時期が異なる場合
(2棟の場合も準じます。)



注：「階数が3以上である共同住宅で、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事」を含む建築物（法第7条の3第1項第1号に規定されるもの）はすべての工区に中間検査を実施します。

(平成19年6月20日付国住指第1332号の技術的助言より)